

行政記録活用推進のための仕組みに関する主な論点

- ・ 新たな統計を作成しようとする場合、統計作成部局は、初めから統計調査の実施を考えるのではなく、当該統計の整備に活用できる行政記録情報をあらかじめ調べることを原則とすべきではないか。
- ・ 行政記録情報については、直接統計作成に利用できるか、直接利用できなくても補助情報として活用できるかを実証的に検証する枠組みを整備すべきではないか。
- ・ 行政記録情報の提供がどうしても困難な場合の措置として、統計作成部局から行政保有部局に対し、個人、企業等が特定されない形での集計を依頼する方法があるのではないか。